

平成26年第1回三笠市議会定例会

平成26年3月24日（第3日目）

○議事次第（第3号）

- 1 開議宣告
- 2 諸般報告
 - (1) 教育行政報告
- 3 議 事
- 4 閉会宣告

○議事日程

- | | |
|-------|----------------------------------|
| 日程第 1 | 諸般報告について（教育行政報告） |
| 日程第 2 | 議案第1号から議案第16号までについて（委報第1号） |
| 日程第 3 | 議案第 17号 議会運営委員会及び常任委員会所管事項調査について |
| 日程第 4 | 意見書案第1号 食の安全・安心の確立を求める意見書 |

○出席議員（9名）

議 長	1番 谷 津 邦 夫 氏	副議長	3番 齊 藤 且 氏
	2番 澤 田 益 治 氏		5番 扇 谷 知 巳 氏
	6番 谷 内 純 哉 氏		7番 丸 山 修 一 氏
	8番 儀 惣 淳 一 氏		9番 武 田 悌 一 氏
	10番 高 橋 守 氏		

○欠席議員（1名）

4番 猿 田 重 夫 氏

○説明員

市 長	小林 和 男 氏	副 市 長	西城 賢 策 氏
総務福祉部長	松 本 哲 宜 氏	総 務 課 長	右 田 敏 氏
財 務 課 長	中 原 保 氏	企画経済部長	中 沢 敏 男 氏
企画振興課長	小 田 弘 幸 氏	教育委員職務代理者	後 藤 寿 氏
教 育 長	北 山 一 幸 氏	学校教育課長	高 森 裕 司 氏
高等学校事務長	堀 籠 秀 樹 氏	病院事務局長	澤 上 弘 一 氏
消 防 長	永 田 徹 氏	監 査 委 員	森 原 裕 氏
監査委員事務局長	鈴 木 信 之 氏		

○出席事務局職員

議会事務局長 清水光一氏 議会係長 坂保徳氏

◎開 議 宣 告

◎議長（谷津邦夫氏） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

◎日程第1 諸 般 報 告

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の1 諸般報告に入ります。

教育行政報告について、教育長から報告を求めます。

教育長、登壇願います。

教育長。

（教育長北山一幸氏 登壇）

◎教育長（北山一幸氏） 教育行政報告を申し上げます。

報告第1号市内小中学校教職員の人事についてであります。校長については、退職者が1名、転入者も同じく1名、教頭については、転出者が1名、転入者も同じく1名となっております。一般教諭については、退職者が1名、転出者が5名、転入者が4名となっております。栄養教諭については、再任用の退職者が1名、転入者が1名となっており、平成26年度当初の教職員定数は、平成26年度から2名減となる63名となるものであります。

次に、報告第2号市立三笠高等学校教職員の人事についてであります。一般教諭については、期限つき教諭の任期満了に伴う退職者が2名、転出者が1名、新採用が期限つきを含め3名、転入者が1名となっております。養護教諭については、転入者が1名となり、平成26年度当初の教職員定数は、平成25年度から2名増となる12名となるものであります。

次に、報告第3号平成25年度市内中学校卒業生の進路状況についてであります。卒業生は62名であり、全員の進路が決定しております。学校別の進路状況については、別表のとおりでありますので、御参照いただきたいと思います。

次に、報告第4号平成26年度市立三笠高等学校合格者の状況についてであります。推薦選抜及び一般選抜を実施し、合格者は40名となっております。合格者の出身地域については資料のとおりでありますので、御参照いただきたいと思います。

以上、教育行政報告といたします。

◎議長（谷津邦夫氏） これより教育行政報告に対する質問に入ります。

まず、報告第1号について。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 次に、報告第2号について。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 次に、報告第3号について。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 最後に、報告第4号について。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 質問ないようですから、教育行政報告については、報告済みとします。

以上をもちまして諸般報告を終わります。

◎日程第2 議案第1号から議案第16号までについて(委報第1号)

◎議長(谷津邦夫氏) 日程の2 委報第1号議案第1号から議案第16号までについてを一括議題とします。

本件は、さきの本会議において予算審査特別委員会に付託したものであり、委員長に審査報告書が提出されております。

この際、委員長の報告を求めます。

扇谷委員長、登壇願います。

(予算審査特別委員会委員長扇谷知巳氏 登壇)

◎予算審査特別委員会委員長(扇谷知巳氏) さきの本会議において付託になりました議案につきまして、その審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第1号から議案第16号までの計16件であります。

この委員会は、議長を除く全議員で審査を行っておりますので、審査の詳細及び質疑、答弁の内容、御配付の文書及び資料の説明につきましては省略させていただき、審査の結果についてのみを御報告させていただきます。

それでは、御報告いたします。

議案第1号三笠市消防長及び消防署長の資格基準条例の制定について、議案第2号三笠市証明等事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号三笠市立高等学校入学科等条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号三笠市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について、議案第7号平成25年度三笠市一般会計補正予算(第6回)について、議案第8号平成25年度市立三笠総合病院事業会計補正予算(第3回)について、議案第9号平成26年度三笠市一般会計予算について、議案第10号平成26年度三笠市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第11号平成26年度三笠市国民健康保険特別会計予算について、議案第12号平成26年度三笠市介護保険特別会計予算について、議案第13号平成26年度三笠市育英特別会計予算について、議案第14号平成26年度

三笠市水道事業会計予算について、議案第15号平成26年度三笠市下水道事業会計予算について、議案第16号平成26年度市立三笠総合病院事業会計予算について、各委員からの質疑及び答弁があり、特段の討論もなく、原案可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についての御報告といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◎議長（谷津邦夫氏） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

議案第1号から議案第16号まで一括して質疑を受けます。

質疑のある方は発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、議案第1号から議案第16号までの質疑を終了します。

これより、討論、採決に入ります。

初めに、議案第1号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第1号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第1号三笠市消防長及び消防署長の資格基準条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第2号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第2号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第2号三笠市証明等事務手数料条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第3号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第3号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第3号三笠市立高等学校入学料等条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第4号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第4号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第4号三笠市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第5号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第5号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第5号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第6号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第6号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第6号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第7号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第7号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第7号平成25年度三笠市一般会計補正予算（第6回）については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第8号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第8号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第8号平成25年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第3回）については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第9号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第9号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第9号平成26年度三笠市一般会計予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第10号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第10号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第10号平成26年度三笠市後期高齢者医療特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第11号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第11号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第11号平成26年度三笠市国民健康保険特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第12号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第12号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第12号平成26年度三笠市介護保険特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第13号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第13号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第13号平成26年度三笠市育英特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第14号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第14号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第14号平成26年度三笠市水道事業会計予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第15号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第15号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第15号平成26年度三笠市下水道事業会計予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

最後に、議案第16号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第16号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第16号平成26年度市立三笠総合病院事業会計予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

◎日程第3 議案第17号 議会運営委員会及び常任委員会所管事項調査について

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の3 議案第17号議会運営委員会及び常任委員会所管事項調査についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、議会運営委員長及び常任委員長の共同提案に係るものであり、文書記載のとおりでありますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

本案については、提案説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

議案第17号について、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第17号議会運営委員会及び常任委員会所管事項調査については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 意見書案第1号 食の安全・安心の確立を求める意見書

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の4 意見書案第1号食の安全・安心の確立を求める意見書を議題とします。

本案については、澤田議員ほか2人からの共同提案に係るものであり、この際、提出者

を代表し、齊藤議員から提案理由の説明を求めます。

齊藤議員、登壇願います。

(3番齊藤且氏 登壇)

◎3番(齊藤 且氏) 意見書案第1号食の安全・安心の確立を求める意見書を朗読をもって提案させていただきます。

昨年、大手ホテルや百貨店、老舗旅館等でメニューの虚偽表示など食品の不当表示事案が相次いだことから、政府は昨年12月9日に食品表示等問題関係府省庁等会議において、食品表示の適正化のため緊急に講ずべき必要な対策を取りまとめました。

具体的には、農林水産省の食品表示Gメン等を活用した個別事案に対する厳正な措置や景品表示法のガイドラインの作成を通じた食品表示ルールの遵守徹底など当面の対策が盛り込まれ、現在実施に移されています。また、このほか事業者の表示管理体制や国や都道府県による監視指導体制の強化などを柱とする抜本的な対策が明記され、これらの対策を法制化する景品表示法等改正案が近く国会に提出される運びとなっています。

こうした対策が進む一方、昨年末に発生した国内製造の冷凍食品への農薬混入事件や毎年発生する飲食店や旅館、学校施設などにおける集団食中毒事件を受け、消費者からは関係事業者等における食品製造や調理過程における安全管理や衛生管理体制の一層の強化を求める声が少なくありません。

よって、国においては、こうした現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じ、食品に係る安全性の一層の確保に努めるよう強く要望します。

記。1、食品表示等の適正化を図る景品表示法等改正案の早期成立・施行を期すること。

2、本改正案等に基づく対策の推進に当たり、政府及び地方公共団体において、消費者庁を中心とした十分な体制を確立するとともに、そのための必要な予算措置を講ずること。

3、一層の食の安全と安心を図るため、係る法令の改正も視野に総合的かつ具体的な検討を行うとともに関係事業者等の果たすべき責任を明確に定めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年3月24日。

北海道三笠市議会。

提出先は下記のとおりとなっておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎議長(谷津邦夫氏) お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認め、質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第1号については、原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第1号食の安全・安心の確立を求める意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付します。

以上で、今定例会に付議された事件は全て終了しました。

◎閉 会 宣 告

◎議長（谷津邦夫氏） 以上をもちまして、平成26年第1回三笠市議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前10時21分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員